

## 京都大学入試改革検討本部要項

(平成24年11月6日総長裁定)

第1 京都大学（以下「本学」という。）に、京都大学入試改革検討本部（以下「本部」という。）を置く。

第2 本部は、本学における次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 大学改革に資する入試改革の検討及び入学試験の実施方法の開発に関すること。
- (2) 入試改革及び高大連携のための入学試験及び入学後の学習に係る調査及び分析に関すること。
- (3) 入試改革のための高大連携事業に係る調査及び分析に関すること。
- (4) 入試改革及び高大連携に係る学部、研究科等への支援に関すること。
- (5) 入学試験に係る広報に関すること。
- (6) その他本部長が入試改革及び高大連携に関し必要と認めること。

第3 本部に、本部長及び副本部長を置く。

2 本部長は教育担当の理事をもって充て、副本部長は本部長が指名する者をもって充てる。

3 本部長は、本部の所務を掌理し、副本部長は本部長を補佐する。

4 本部に部員を置き、本部長が指名する本学の教職員をもって充てる。

第4 本部に関する事務は、学務部入試企画課において処理する。

第5 この要項に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

### 附 則

この要項は、平成24年11月6日から実施する。